

**新型コロナウイルス感染症の  
電話相談(6月9日時点)**

**[発熱などの症状の相談]**かかりつけ医がいない場合＝電話でかかりつけ医へ ▶いない場合＝東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照**[後遺症の相談]**墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**新型コロナワクチン接種の問合せ**

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

**新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する  
最新情報は区ホームページをご覧ください**

新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナワクチン接種

区 HP 区 HP(やさしい日本語)

区 HP 区 HP(やさしい日本語)

**子育て世帯の方へ  
子育て世帯生活支援特別給付金**

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円の特別給付金を支給します。詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

**[対象、申請の要・不要、申請方法等]**下表のとおり**[問合せ]**▶子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6160 ▶こども家庭庁コールセンター ☎0120-400-903

**■ひとり親世帯分**

対象	申請の要・不要	申請方法等
5年3月分の児童扶養手当を受給している方	不要	支給済み
5年4月分の新規児童扶養手当を受給している方	不要	支給済み
公的年金等を受給しているため、5年3月分の児童扶養手当が全額停止になっている方	必要	申請書を直接または郵送で6年2月29日(必着)までに〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)へ *申請書は区ホームページから出力可
公的年金等を受給中で、児童扶養手当を申請した場合、5年3月分の児童扶養手当が全部または一部停止になることが想定される方	必要	申請書を直接または郵送で6年2月29日(必着)までに〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)へ *申請書は区ホームページから出力可
食費等の物価高騰の影響を受けて5年1月1日以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回った方	必要	申請書を直接または郵送で6年2月29日(必着)までに〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)へ *申請書は区ホームページから出力可

**■ひとり親世帯以外の子育て世帯分**

対象	申請の要・不要	申請方法等
墨田区から「令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」を受給した方	不要	支給済み
令和5年度の住民税均等割が非課税の方	必要	申請書を直接または郵送で6年2月29日(必着)までに〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)へ *申請書は区ホームページから出力可
令和5年度末時点で18歳以下の子ども(障害のある場合は20歳未満の子ども)を養育する父母等で、5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	必要	申請書を直接または郵送で6年2月29日(必着)までに〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)へ *申請書は区ホームページから出力可

**事業者の方へ  
すみだ健康経営顕彰制度**

健康経営に取り組む区内の事業者を応援し、活

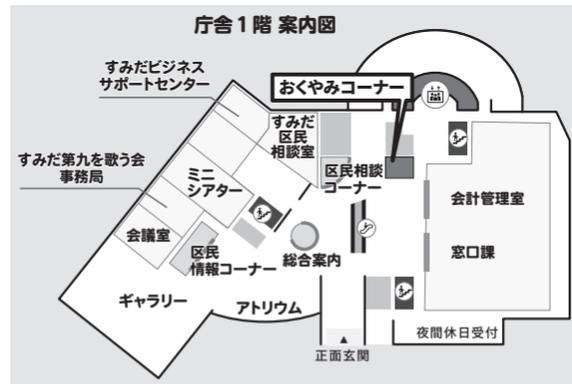
動の輪を広げるため、「すみだ健康経営顕彰制度」を開始します。この機会に支援を受けながら、健康経営を始めませんか。すでに健康経営に取り組んでいる事業者も申し込めます。詳細は区ホームページをご覧ください。

**[対象]**次の全てに当てはまる事業者▶区内に本社、支社、営業所などを有する▶代表者のほかに従業員が1人以上いる▶すみだ健康チャレンジ宣言をしている**[費用]**無料**[申込期間]**6月30日～11月30日**[問合せ]**保健計画課健康推進担当 ☎5608-1305

**ご遺族に寄り添います  
「おくやみコーナー」の開設**

親族等が亡くなった際の行政手続における、ご遺族の負担軽減を図るため、簡単な手続案内から、関係する課の職員によるその場での手続対応まで、ご要望に合わせて対応する「おくやみコーナー」を開設します。事前に予約が必要です。

**[開設日]**6月27日(火)**[開設時間]**月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(正午～午後1時、祝日・年末年始を除く)**[開設場所]**区役所1階待合スペース内**[対象]**死亡時に墨田区に住民登録があった方の遺族**[定員]**1日4組**[費用]**無料**[持ち物]**各手続に必要な物**[申込み]**事前に電話でおくやみコーナーコールセンター ☎5608-6117へ \*受け付けは希望日の5営業日前まで \*区ホームページからも申込可



**申込期間を延長しました  
新型コロナウイルス感染症  
緊急対策資金**

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している区内の中小企業や商店を対象に融資をあっせんし、利子等を補助します。

また、コロナ融資の内容を拡充した3年7月31日以前にコロナ融資を利用した方は、追加でコロナ融資を申し込む際に、既存のコロナ融資との一本化ができます。詳細は区ホームページをご覧ください。

**[融資限度額]**2000万円**[利率]**2.0% \*うち1.8%を区が補助**[返済期間]**7年以内 \*据置期間(12か月以内)を含む**[申込み]**申込用紙と必要書類を、9月29日までに経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183へ

**申込期間を延長しました  
住宅修築資金融資あっせん  
事業**

高齢者や障害のある方が、新しい生活様式に対応した環境への改善のために、専用室の設置や生活しやすくなるよう自宅の修築等を行う場合に融資をあっせんし、融資の利子を所得制限なく区が全額補助します。融資の際には金融機関の審査があります。申込方法等の詳細は、お問い合わせください。

**[対象者]**次のいずれかに該当する方とその家族▶65歳以上である▶身体障害者手帳(1級～4級)または愛の手帳(1度～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)を持っている▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症である▶国の指定難病等の難病医療費助成を受けている \*ほかにも要件あり**[対象住宅]**区内に所在し、修築等の後、申込人が居住する住宅**[融資限度額(工事に係る金額の範囲)]/利率**500万円/年利2.0%**[償還方法]**元金均等月賦償還**[申込期間]**9月30日まで**[問合せ]**住宅課計画担当 ☎5608-6215

**この機会に考えてみましょう  
男女共同参画週間**

国は、男女共同参画基本法の目的や基本理念の理解を深めることをめざし、毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」と定めています。今年のキャッチフレーズは、「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」です。

誰もが、互いの人権を尊重して責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮するために、職場や学校、地域、家庭でどのようなことができるか、この機会に考えてみましょう。

**[問合せ]**人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512



**「私の好きなすみだ」写真募集!**

原則、毎月1日号8面に掲載!  
応募方法は問い合わせるか、区ホームページへ!  
**[問合せ]**広報広聴担当 ☎5608-6223

**区の世帯と人口(6月1日現在)**

世帯	16万5424 (+315)	
人口	28万2861 (+391)	
男	13万9303 (+217)	
女	14万3558 (+174)	

\*住民基本台帳による \* ( )内は前月比